

○医薬品の販売行為について

(昭和三五年一〇月一〇日)

(三五薬第八五〇号)

(厚生省薬務局長あて高知県知事照会)

前記について別紙甲及び乙のとおり愛知県及び広島県へ通知しましたが、当県下市町村の前記行為は、薬事法第二十九条第一項に違反するものと思われるので、貴局の御意見を申し上げます。

別紙甲

医薬品のあつせん行為について

(昭和三五年一〇月一〇日 三五薬第八五〇号)

(愛知県衛生部長あて高知県厚生労働部長通知)

当県下市町村において、貴県名古屋市中区南大津通二の一三日本勤労者厚生協会(以下「協会」という。)の依頼により市町村職員を対象として別紙申込書及びパンフレット(略)を配布し、希望数量をとりまとめ協会へ注文し、現品をまとめて受け取り申込者に配り、対価を回収し協会へ支払っているが、このような医薬品のあつせん行為は、薬事法第二十九条第一項の規定に違反するものと思われるが、協会についても実情調査のうえ適切な御処置をお願いします。

なお、その結果を御回報願います。

別紙乙

(昭和三五年一〇月一〇日 三五薬第八五〇号)

(広島県衛生部長あて高知県厚生労働部長通知)

当県下市町村において、貴県広島市八丁堀三九の七東陽薬品株式会社(以下「会社」という。)の依頼により市町村職員を対象して別紙申込書及びパンフレット(略)を配布し、希望数量をとりまとめ会社へ注文し、現品をまとめて受け取り申込者に配り、対価を回収し会社へ支払っているが、このような医薬品のあつせん行為は、薬事法第二十九条第一項の規定に違反するものと思われるが、会社についても実情調査のうえ適切な御処置をお願いします。

なお、その結果を御回報願います。

おつて、この者の行為については、昭和三十四年七月八日薬第一七七号をもつて照会し、貴県から昭和三十四年八月三日薬第一、二〇一号をもつて回答がありましたが、未だ改めていないので念のため申し添えます。

(昭和三五年一一月二四日 薬収第七七五号)

(高知県知事あて厚生省薬務局長回答)

昭和三十五年十月十日三五薬第八五〇号をもつて照会のあつた標記について、左記のとおり回答する。

記

照会の貴県下市町村の行為は、実態的には単なる医薬品の売買のあつせんではなく医薬品の販売行為と認められる。したがつて、それを業として行なう場合には、薬事法第二十九条第一項の登録を要する。